

鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金に係るQ&A

2023/7/11作成

SEQ	カテゴリ	問い	回答
1	申請	市内に複数の事業所があるが、事業所ごとの申請は可能か	事業所ごとの申請は不可です。1回の申請でまとめて複数事業所設置分の申請を行うことは可能です。
2	申請	1社で複数の交付決定を受けることは可能か	不可です。1事業者あたり交付は1回のみです。
3	申請	交付決定を受ける前に着手することはできないか	原則不可ですが、交付申請の際に事前着手届を提出することで不備なき申請書の受理日以降から着手可能とすることができます。（交付決定を担保するものではありません）
4	申請	交付申請書の提出から交付決定までの所要日数は	不備の無い申請の受理後、標準1～2週間程度要します。（申請が集中した場合はこの限りではありません）発注を急ぎたい場合は交付申請時に事前着手届をご提出ください。
5	対象事業者	どのような事業者が対象となるか	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、個人事業主（開業届を提出して事業を行い、令和4年分の確定申告を行っていること） ただし、農林水産業を主たる事業として営む事業者は対象外
6	対象事業者	主たる業種とは	複数事業を営む場合は売上高の多い事業が属する業種が主たる業種となります。
7	対象事業者	個人事業主で確定申告を行っていない場合はどうなるか	確定申告を行っていない場合は1年以上本市で営業していることが確認できないため、申請できません。
8	対象事業者	これから鳥取市に新しく事業所を開設する際に必要な設備として省エネ設備を導入するにあたり、申請は可能か	対象となりません。
9	対象事業者	市内で移転を予定しており、移転と同時に設備を省エネ設備に更新する場合、申請は可能か	対象となりません。同じ事業所内で更新する場合に補助対象となります。
10	対象事業者	本社（本店）が市外にあるが、申請は可能か	市内に事業所があれば申請可能です。

SEQ	カテゴリ	問い	回答
11	対象設備・事業	住居兼事務所としている空間に設置する設備は補助対象となるか	補助対象外です
12	対象設備・事業	自宅を事務所としている場合に補助対象となる例は	居住用スペースと事業用スペースが明確に分けられている場合で、図面において居住用スペースに設置しないことを示せる場合は補助対象となる場合があります。申請前にご相談ください。
13	対象設備・事業	市外に設置する設備は補助対象となるか	補助対象となりません
14	対象設備・事業	看板とともに看板を照らしている照明をLED照明に更新する場合は補助対象か	看板と照明と一体化されているものは不可ですが、照明を単体で取り付けられている場合で、看板に係る費用と照明に係る費用を明確に区別できる場合は対象となり得ます。
15	対象設備・事業	蛍光灯からLEDシーリングライトへの更新は補助対象か	丸型蛍光灯→LEDシーリングライト、直管蛍光灯→LED蛍光灯、丸形電球→LED電球などといった単純な照明器具交換の場合は不可。 安定器の除去やバイパス工事等を伴うような器具交換が必要であり、容易に取り外しが可能な器具は補助対象となりません。
16	対象設備・事業	現在使用している設備が古く、性能に関する仕様が分からず、更新前後の比較ができない場合は	インターネット等から情報が入手できず、耐用年数を超過している場合に限り、同時期に製造された同等設備との比較に代えて構いません。その場合は設備比較証明書の備考欄に同等機種との比較である旨を記載していただいでください。
17	対象設備・事業	付属品（オプション）の追加は認められるか	設備本体と可分な付属品や消耗品等は認められません（例：油脂類、予備の消耗品、性能・機能向上等を目的とした付属品、設備の稼働において付随的に必要となる治工具等）
18	対象設備・事業	変圧器における5%以上の省エネとはどのように示せばよいか	以下の計算式を用いて全損失を求め、更新前後で5%以上全損失が減少していることを示してください。 $\text{無負荷損(W)} + \text{負荷損(W)} \times (\text{基準負荷率}(\% \cdot ※) / 100)^2 = \text{全損失(W)}$ ※定格容量500kVA以下：40%、500kVA超過：50%
19	対象設備・事業	変圧器やLED照明(トップランナー基準)、ルームエアコン(定格冷房エネルギー消費効率)が指定された基準を満たすことが示す書類は何を提出すればよいか	パンフレットやカタログ、ホームページ、仕様書などにおいて基準を満たしていることを示してください。
20	対象設備・事業	更新前後で性能は同等である必要があるか?	更新前後で性能は同等設備を選定いただくことが原則ですが、更新後設備の性能の向上又は低下は問いません。ただし、更新前後で用途が異なる場合は不可です。（不可の例：冷蔵庫から冷蔵冷凍庫への更新） ページ

SEQ	カテゴリ	問い	回答
21	対象設備・事業	既存設備の台数よりも更新設備の台数を増やすことは可能か	更新前後で台数の増減があったとしても、エネルギー消費量の合計が5%以上減少する場合は認められます。
22	対象設備・事業	設備の更新前後で使用するエネルギーが異なる場合のエネルギー消費量の比較はどのようにすればよいか（例：A重油→電力、軽油→LPG）	更新前後の設備について時間当たり、月当たり等の同一基準において消費エネルギー量を原油換算でのエネルギー消費量に変換し、原油換算ベースで5%以上消費量が減少していることを確認します。計算にあたっては「エネルギー消費量（原油換算値）簡易計算表」をご使用ください。また、申請の際は各設備の消費エネルギー量が分かる資料と入力済みの簡易計算表をご提出ください。
23	対象設備・事業	中古品やリース品は対象となるか	補助対象外です
24	対象設備・事業	調達先（製造メーカー等）からの納入が遅れ、実績報告期限内に納品ができない場合はどうなるか	補助対象外となります。申請者の責めに帰さない事由（社会情勢等による影響等）であっても、期限内に納品及び支払が完了できない場合は補助対象となりませんので交付申請前によくご確認ください。
25	対象設備・事業	申請者が貸主（オーナー）として賃貸している事業所の設備を省エネ設備に更新する場合、補助対象となるか	以下を全て満たす場合は補助対象となり得ます ①設備の使用者（借主）が事業者であること（居住の用に供する部屋に使用されるものでないこと） ②入居事業者のいない空き部屋、空きフロアに設置する設備ではないこと ③物件全体のエネルギー使用量（電力、ガス等）が月（請求）ごとに把握可能であること。
26	対象設備・事業	アパートや戸建ての住宅用建物の賃貸事業を行っているが、入居者用の設備（給湯設備、空調設備、照明設備等）を省エネ設備に更新する際に、本補助金は利用できるか	賃借先が事業者ではない場合は補助対象外です。
27	対象設備・事業	自社が所有する施設を他者に賃貸する事業を行っているが、共用部分や管理人室等の設備を省エネ設備に更新する際に、本補助金は利用できるか	補助対象となり得ますが、申請者（オーナー）が補助対象者としての要件を充足しており、賃借先が事業者である必要があります。（居住を用途とする賃貸用アパートを含む場合は補助対象外）
28	対象設備・事業	自社が所有する施設を他者に賃貸する（貸しビル、貸テナント事業）事業を行っているが、空室となっている事業者向けの貸しフロアの設備を省エネ設備に更新する際に、本補助金は利用できるか	現に使用されていない部屋の設備であるため、補助対象外となります。

SEQ	カテゴリ	問い	回答
29	対象設備・事業	テナント物件を賃借しているが、賃貸物件に備え付けられている設備を省エネ設備に更新する際に、本補助金は利用できるか	利用できません。省エネ設備への更新は設備の所有者以外は申請できません。
30	対象設備・事業	高効率照明等のうちLED照明は「省エネ性マーク」であることが要件となっているが、何を確認すればよいか	<p>① 省エネ性マーク ② 省エネ基準達成率 ③ エネルギー消費効率</p> <p>例1  省エネ基準達成率 115% 年間消費電力量 〇〇〇kWh/年</p> <p>例2  省エネ基準達成率 98% 年間消費電力量 〇〇〇kWh/年</p> <p>④ 目標年度</p> <p>『2020年度』を目標年度として 例1は省エネ性マークがグリーン⇒対象 例2は省エネ性マークがオレンジ⇒対象外</p> <p>省エネ型製品情報サイトからも確認できます https://seihinjyoho.go.jp/</p> 
31	対象設備・事業	LED照明は省エネ性マークが明示できないものは補助対象設備とならないのか	<p>トップランナー基準を達成していることが確認できれば省エネ性マークの明示がなくても固有消費エネルギー効率（定格光束(lm)を定格消費電力(W)で除して得られた数値）が以下の基準を満たしていれば対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光源色が昼光色・昼白色・白色の場合：100lm(ルーメン)/W(ワット)以上 ・光源色が温白色・電球色の場合：50lm/W以上 <p>省エネマークを示せない場合はカタログ等の資料において、該当機種及び固有エネルギー消費効率の箇所を分かりやすく明示してください。</p>

SEQ	カテゴリ	問い	回答																								
32	対象設備・事業	定格冷房エネルギー消費効率の区分(い)とはどのような機種が対象となるのか	<p>下記の表のとおりです。 該当する定格冷房能力の区分ことに定められた定格冷房エネルギー消費効率を満たす機種が対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定格冷房能力の区分</th> <th>定格冷房エネルギー消費効率を満たす条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.2kW以下</td> <td>5.13以上</td> </tr> <tr> <td>2.2kWを超え2.5kW以下</td> <td>4.96以上</td> </tr> <tr> <td>2.5kWを超え2.8kW以下</td> <td>4.80以上</td> </tr> <tr> <td>2.8kWを超え3.2kW以下</td> <td>4.58以上</td> </tr> <tr> <td>3.2kWを超え3.6kW以下</td> <td>4.35以上</td> </tr> <tr> <td>3.6kWを超え4.0kW以下</td> <td>4.13以上</td> </tr> <tr> <td>4.0kWを超え4.5kW以下</td> <td>3.86以上</td> </tr> <tr> <td>4.5kWを超え5.0kW以下</td> <td>3.58以上</td> </tr> <tr> <td>5.0kWを超え5.6kW以下</td> <td>3.25以上</td> </tr> <tr> <td>5.6kWを超え6.3kW以下</td> <td>2.86以上</td> </tr> <tr> <td>6.3kWを超え7.1kW以下</td> <td>2.42以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 定格冷房エネルギー消費効率(冷房COP)の計算式</p> $\text{消費効率} = \frac{\text{定格冷房エネルギー}}{\text{定格冷房能力(W} \cdot \text{ワット)}} \div \text{定格冷房消費電力(W)}$	定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率を満たす条件	2.2kW以下	5.13以上	2.2kWを超え2.5kW以下	4.96以上	2.5kWを超え2.8kW以下	4.80以上	2.8kWを超え3.2kW以下	4.58以上	3.2kWを超え3.6kW以下	4.35以上	3.6kWを超え4.0kW以下	4.13以上	4.0kWを超え4.5kW以下	3.86以上	4.5kWを超え5.0kW以下	3.58以上	5.0kWを超え5.6kW以下	3.25以上	5.6kWを超え6.3kW以下	2.86以上	6.3kWを超え7.1kW以下	2.42以上
定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率を満たす条件																										
2.2kW以下	5.13以上																										
2.2kWを超え2.5kW以下	4.96以上																										
2.5kWを超え2.8kW以下	4.80以上																										
2.8kWを超え3.2kW以下	4.58以上																										
3.2kWを超え3.6kW以下	4.35以上																										
3.6kWを超え4.0kW以下	4.13以上																										
4.0kWを超え4.5kW以下	3.86以上																										
4.5kWを超え5.0kW以下	3.58以上																										
5.0kWを超え5.6kW以下	3.25以上																										
5.6kWを超え6.3kW以下	2.86以上																										
6.3kWを超え7.1kW以下	2.42以上																										
33	対象設備・事業	経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」とは	以下のURLからご確認ください。 https://sii.or.jp/shitei04r/																								
34	対象設備・事業	経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」の補助対象設備とは	以下のURLからご確認ください。 https://sii.or.jp/shitei04r/search/																								
35	対象設備・事業	老朽化や摩耗等により故障している設備を省エネ設備へ更新したいが、本補助金は利用できるか	現在、事業の用に供している設備が更新の対象となり得ますので、故障していたり使用していない設備は補助対象外となります。																								
36	対象設備・事業	省エネ設備への更新の場合、更新した既存設備は必ず廃棄する必要があるか	本補助金の趣旨はエネルギー消費量の削減を行うために、既存設備を省エネ設備に更新していただくことを目的としており、設備の増設は一般的に事業所のエネルギー消費量が増加につながるため、廃棄等を行っていただきます。																								
37	対象設備・事業	省エネ設備への更新の場合、更新した既存設備はいつまでに廃棄する必要があるか	原則、設備導入と同時に廃棄する必要があります。																								

SEQ	カテゴリ	問い	回答
38	対象設備・事業	省エネ設備への更新の場合、更新後の設備は着脱可能な設置でも問題ないか	容易に着脱可能な設置は不可です。（例：LEDシーリングライト、LED蛍光管、LED電球）
39	対象設備・事業	カタログ等を提出する際は該当ページを提出すればよいか	該当機種等が分かるようメーカー等で印をつけてください。
40	対象設備・事業	同一設備において他の補助制度と併用は可能か	併用不可です。既に別補助金の交付決定を受けている、または受ける予定がある場合は申請できません。
41	対象設備・事業	省エネ設備への更新について、複数種類の設備を更新（例：冷凍冷蔵庫と照明設備を更新）する場合の消費エネルギー量の比較は更新対象設備の消費エネルギー量の合算値を比較するのか、または設備ごとに比較するのか	原則、設備ごとに比較し、それぞれ更新前後で5%以上の省エネルギー効果が必要です。ただし、照明設備や空調設備等については複数台での使用を前提とした設備であり、合算値の比較が適当な場合があるため、判断に迷う場合はお問合せください。
42	対象経費	自社で施工する場合の工事費、処分費は補助対象経費となるか	補助対象となりません。
43	対象経費	省エネ設備への更新に伴い、設備本体の設置工事以外で生じた工事費等は認められるか	設備更新に伴う電源工事等や設置面や壁面の補強工事等々の必要最小限の範囲で認められますが、設備更新と同時行う事業所内のレイアウト変更（設備設置場所の変更）等による電源工事や補強工事、クロスの色合わせ等による全面張り替え等は認められません。
44	対象経費	有効期間が切れている見積もりは提出書類として有効か	不可です。近年、原材料価格等の高騰で価格が短期間で上昇することがありうる為、最新の見積を取得ください。 ※交付決定後に補助対象経費の増額が判明しても、補助金の増額変更はできません。
45	対象経費	見積書の内容について注意点はありますか	「○○工事一式」や「△△費用一式」、「諸経費」等といった内容や費用の内訳が不明な見積書は不可 です。全ての品目や工事内容ごとに金額が記載されているものを取得してください。不明瞭な部分がある場合は当該経費または全ての経費が補助対象外となる可能性があります。
46	対象経費	廃棄費用についても見積書が必要か	設備導入工事と同一業者に依頼する場合は、設備導入工事の見積書に記載ください。別業者に依頼する場合は提出は任意としますが、正確な金額の把握のため見積は徴取してください。
47	対象経費	相見積もりは必要か	添付資料として提出する必要はございませんが、相見積もりや見積合わせ等により最低限の経費で事業を行うよう努めてください。（市場価格と大きく乖離した費用については補助対象外となる可能性があります）

SEQ	カテゴリ	問い	回答
48	対象経費	値引きがある場合は	補助対象経費から値引き額を控除します
49	対象経費	設備の更新による売却及び下取り益がある場合の取扱いは	補助対象経費からその額を控除します
50	対象経費	費用にメンテナンス料や保守料が含まれている場合の扱いは	当該費用は補助対象となりません。補助対象経費とは明確に区別されて記載されている場合は、当該経費を除外して計上してください。設備本体費用等に当該費用が含まれており区別が困難な場合は設備本体自体が補助対象外となります。
51	対象経費	工事業者の宿泊費については補助対象経費となるか	補助対象外です
52	対象経費	費用を支払ったことを示す資料の例は(支払に係る挙証書類の例は)	<p>以下のような「振込日(資金移動日)、振込先、振込額、振込手数料」が分かる資料のご提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関窓口で支払った際の振込依頼書の写し（金融機関の受付印があるもの） ・通帳の写し（振込先名が記載されている場合） ・【ビジネスインターネットバンキング等の場合】①実行結果の控え&②資金移動日以降に出力した入出金明細 ・【総合振込の場合】①補助対象経費の支払い分が掲載されているページ&②その他振込分と合わせた資金移動合計額が記載されているページ&③資金移動合計額が記載された入出金明細 <p>※支払い後に発注先から領収書が発行される場合がございますが、本補助金では領収書は挙証資料として認めません。必ず金融機関が発行した帳票類を提出してください。</p>
53	対象経費	銀行振込に係る振込手数料は補助対象となるか	<p>補助対象外です。したがって、振込手数料を相手方負担とした場合、振込手数料の税抜部分の額を値引きがあったものとして、補助対象経費から控除します。</p> <p>(例：税込11,000円の請求に対し、振込手数料550円(税込)を引いた10,450円を振り込んだ場合、補助対象経費は10,000円 - 500円 = 9,500円)</p>
54	対象経費	導入設備の発注先から補助事業外の発注分を別で請求されており、補助事業分と合算して振込を行いたいがよいか	一律に妨げるものではありませんが推奨はしません。合算して支払った場合、補助事業分の請求額と振込額が一致しないため、補助事業外の請求書もご提出いただき、請求書の合算額が振込額と一致する必要があります。
55	対象経費	自社製品は補助対象となりうるか	補助対象となります。ただし、補助対象経費の額は製造原価での算定となります。

SEQ	カテゴリ	問い	回答
56	対象経費	補助金の概算払いは可能か	本補助金の概算払いはできません。
57	発注・契約	既に発注（契約）している設備も補助対象となり得るか	補助対象外です。実績報告の際に、契約書又は発注書の写し等をご提出いただきますので、 事前着手に該当した場合は、交付決定を受けている場合であっても補助対象外 となります。
58	発注・契約	経費の一部又は全部を既に支払っているが、設備の納品等が行われていない場合の経費は補助対象となるか	手付金等を支払っている時点で既に着手していると思なされますので、補助対象外です。（手付金及び残額いずれも）
59	発注・契約	設備の調達や工事依頼において市内発注や県内発注等の制限はあるか	可能な限り市内又は県内企業に発注することが望ましいですが、制限はありません。
60	事業実施	事業完了とは何を指すか	補助対象設備の納品及び設置、（設備処分費用を計上する場合は更新設備の廃棄）、補助対象経費に係る支払がいずれも完了した時点を指します。
61	事業実施	実績報告の際に提出する写真は現物写真でなくても良いか	納品された事実を確認するために提出いただくものであり、必ず事業所に設置された現物写真をご提出ください。（インターネット上の写真等を転用していることが判明した場合は納品されていないものとみなし、補助対象外となります。）
62	事業実施	交付決定後に補助対象設備を変更（導入設備、数量）したい場合の手続きは	やむを得ない場合は変更承認に関する手続きが必要となりますのでご連絡ください。なお、補助対象経費の増額が生じたとしても、補助金の増額は認められません。また、 <u>変更手続きを経ずに導入設備の変更等を行った場合は、補助対象設備として認められず、補助対象外となる場合があります。</u>
63	事業実施	交付決定後に更新前の設備を変更（設備、数量）したい場合の手続きは	やむを得ない場合は変更承認に関する手続きが必要となりますのでご連絡ください。なお、更新前設備の変更後も、引き続き5%以上の省エネルギー効果が見込まれることを確認するため、新たに設備比較証明書の発行を受ける必要があります。 <u>※変更手続きを経ずに更新前設備の変更等を行った場合は、補助対象外となる場合があります。</u>
64	事業実施	省エネ設備の導入及び支払は終えたが、更新設備の廃棄が1月末までに完了しなかった場合はどのような扱いとなるか	廃棄については期限内に完了していないため、廃棄費用を補助対象経費に計上される場合は当該費用は補助対象外となります。※廃棄費用を補助対象経費に計上せず廃棄が2月以降となる場合であっても、確実に廃棄等を行うことを確認するため、廃棄等を証する書類ご提出ください。
65	事業終了後	補助事業で取得した財産を処分することはできるか	本補助金の交付を受けて取得した設備は原則、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数に相当する期間までは、処分等を行うことはできません。（市長の承認を得た場合を除く。※補助金返還の可能性がります。）